

## 第 18 回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長 ) ここでお諮りいたします。第 24 号議案「芦屋市教育振興基金条例の制定について」及び、第 25 号議案「芦屋市大学等入学支援基金条例の制定について」は、3 月議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席していただくこととなりますので、本臨時会の後半に審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

それでは審議に入ります。日程第 2、専決報告第 12 号「芦屋市立美術博物館協議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 最初に、担当課長から今回専決をした経緯の説明がありましたが、本来予定がわかっているものがこのよう形でのご報告となったことにつきまして、改めてお詫びを申し上げます。

さて、この会を年に 2 回程度開く中で、どのような意見があ

り、反映できたことは何がありますか。

生涯学習課長) さまざまな御意見をいただいておりますが、なかなか実現できてないことが多いため、協議会の中でもお叱りをいただくことがあります。

以前から問題となっていた文化ゾーンの連携については、今回市の文化振興基本計画の中でも上げており、会議等も3館合同で開催しています。その部分において、以前より実現に向けて小さな協力からということにはなりますが、前に進むことができます。

他には、道順等の表示が不十分でわかりにくいとの御意見をいただいております。なかなか解決に向けて進まなかったのですが創生ワーキングチームにおいて、この問題に対する提案があり、すぐにではありませんが、市全体として積極的に表示や道順などの案内に関するデザインの統一に取り組むことが示されております。今までは道路課などに相談していましたが、なかなか実現できませんでした。しかし、全市で取り組むことにより、いよいよ本格的に実現に向けて進むと考えています。

教 育 長 ) ありがとうございます。質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) できていないことがあるということは、指定管理者に運営をしていただいている中で、契約内容をいきなり変えることは難しいので、次の指定管理者を選ぶときに考えるということなのですか。

生涯学習課長) 協議会から、強くご指摘を受けたのは、今度取りかかろうとしている基本方針についてです。指定管理者制度を導入するに当たり、芦屋市としてこれを見直して今の形がありますが、

協議会で出た意見の中では総花的過ぎて、仮に芦屋市立美術博物館という名前を隠したならば、どこの施設を指しているものかわからないということでした。そして、中身がすごく大きなことから細かいことまで雑多に入り過ぎているのではないかという御意見もいただいております。しかし、このような意見を言っているにもかかわらず、それに対する事務局の考えが次の協議会で出なかったとおっしゃられました。次回からは少しずつ整理をしながら進めていくことになっています。

木村委員) 芦屋らしさをもっと出すべきということでしょうか。例えば具体美術をもっとやるべきであるとか、芦屋に関係のない展示はしないなどということですか。

生涯学習課長) ホームページなどで、芦屋市立美術博物館の方向性を簡潔に表現しているものであるとか、どんなふうになりたいのかというような、目指すものが伝わってこないという御意見をいただいております。

そして、美術博物館は指定管理ですが、市として芦屋市立美術博物館をどのようにしたいのかということが余り伝わらないとのことでした。

小石委員) 指定管理者を決める時点で最初からきちんと要望を伝えておくことが原則ではないのでしょうか。それとも、途中でも要望を伝えることはできるのですか。

生涯学習課長) 本来は指定管理者制度を導入し、管理運営をやっていただくときに、芦屋市の考えや目指すものをお伝えすべきだと思います。では、実際それをしていないのかということになりますと、そんなことはございません。委員から多くのご意見をい

ただきますが、表現の問題に関するものもあるかと思っております。その中には、委員がおっしゃっている内容が今の基本方針に入っていないわけではなく、同じようなことは入っているのですが、それが伝わりにくいとのことですので、もっと平易な言葉でわかりやすく、伝えたことが幾つかあるとしても、それを絞り込んで表現するべきであるとおっしゃっています。

木村委員) 私が美術博物館に何かを求めるとするならば、芸術・美術のセンター的な役割を果たしてほしいと思います。芦屋は昔、具体美術がすごく活発でしたが、今では余り動きがありません。新たなアート発信ではないのですが、そこをセンター的にやり、絵画教室をやるなど、サロンのような役割で、芦屋で絵を描いている人たちがそこに集まって意見交換をする、新たなムーブメントを起こしていくような場所がないと思います。本当はあるのかもしれませんが、あまり見えてこないなので、それをセンターで新たに芦屋発信のアートを盛り立てていき、つくっていく動きをしてくれたらいいと思います。それが公立美術館の1つの役割かなと思っています。

具体美術をずっと展示をするということではなく、いろいろなところの作品を展示すればいいと思いますが、そのようなセンターとしての役割を担ってほしいと思います。ですから、もし委員からそのようなご意見があるのであれば、指定管理の仕様書の中に入れ込み、実際にそのようなことを作るなどして、また芦屋の美術が盛り上がってくればいいと思っています。

小石委員) 現時点の契約において、可能な意見と不可能な意見があると思います。例えば道順の表示方法がよくないということであ

れば、そのことは、指定管理は関係ないと思います。ですから、そのようなものをきちんと整理して次の契約のときに持ち込んでいくことが大事ではないかと思います。

浅井委員) 生涯学習課長がおっしゃったように、例えば谷崎潤一郎記念館との連携をもう少し活発にやっていただけるといいと思います。私は両方に関わることがありますが、少しばらばらな感じがします。せっかく隣接しているので、その辺がもう少しうまくいくといいと思います。それも生涯学習課の役目かなと思います。

そして市民センターなどと相互にいろいろ交流し、各施設がばらばらでなくて、一緒に考えて共に高め合うことで、芦屋の文化と芸術を盛り上げてほしいと、かねがね思っています。

そして、市民公募委員についてですが、応募はどれぐらいあったのですか。

生涯学習課長) 10名の応募がありました。「私が考える芦屋市立美術館」というテーマにおいて、800字程度で文章を書いたいただき、それをもとに選考委員会を開きました。選考の視点としては、一般的知識や見識あるいは芦屋市における観点からの記述ができているか、そして出題趣旨との整合性や企画力、説得力、論理力、構成力、具体性及び独創性という点を点数制で行い、委員を決定いたしました。

浅井委員) 10人も応募があったということはうれしいことです。ぜひ活躍していただきたいと思います。

教育長) この協議会が機能するということは市民の皆さまにとっていいことです。今抱えている課題は、指定管理者に関すること

と、市としての役割があると認識しています。協議会の委員の方には兵庫県のトップリーダーとして活躍されている方も入っていただいております、大所高所からの御指摘も頂戴しておりますので、今までの形がさらにいいものになっていくようにしてほしいと思います。指定管理者の方は非常に熱心で、一生懸命やっているので、場合によってはこのような協議会の中に谷崎潤一郎記念館や美術博物館にも傍聴してもらうなど、事務局としてそれを有機的につないでいくことでさらにいいものになると思います。これから市の役割が大きくなると思うので、今まで一生懸命やってきたことを市民の皆さまによく理解していただくようにアピールすると同時に、常にいいものを求めていく姿勢を持ち続けてほしいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第12号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 )       ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開審議〉

教 育 長 )       日程第1、第24号議案「芦屋市教育振興基金条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長 )       〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 平成 28 年度のふるさと納税で希望される使い道は、12 番の学校教育に関する事業の充実という項目になりますので、御寄附いただいた分に関しては学校教育について使うことになります。この基金条例が成立した平成 29 年度からは、御希望される寄附の使い道という項目はどのような形に改めるのですか。

管 理 課 長 ) まだ詳細な表現までは詰めておりませんが、方向性として今のところは教育振興、教育全般に関する事業の充実などそのような形で学校教育に特定しないような表現に改めようと思っております。

教 育 長 ) 4 ページの要綱に記載されている本市の学校教育及び社会教育の充実の振興を図る目的ということは、学校教育だけに特化せずに社会教育も含むというような工夫があるということですね。

管 理 課 長 ) そうです、はい。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) この条例を見ていると、運用することで有価証券にかえることもできることですが、現実的には有価証券や株式、債権化することについては考えられていますか。

管 理 課 長 ) 実際、今行っている運用では、一定高額なものである場合は、市としてもそのような運用が有効だということであれば検討すると思いますが、今回のことについては今のところ、預金での運用を会計課は考えていると聞いております。

木 村 委 員 ) 既にある基金で現在、有価証券で行っているものは、ないのでですか。

管理課長 ) 申し訳ございません。把握しておりません。

木村委員 ) 今回の運用は教育委員会で管理し、独自で行うのですか。

管理課長 ) 基金の運用及び管理については、会計管理者のもとで行います。担当課と財政当局で用途を協議した上、財政当局からの通知に基づいて行います。教育委員会はその内部の事務処理を行っていくことになります。

木村委員 ) そうであれば、有価証券にかえるなどということは教育委員会ではなく、会計管理者が考えるということですか。

管理課長 ) はい。芦屋市として有利な方法を会計管理者が考えることになります。

木村委員 ) わかりました。

第6条の繰替運用について、歳計現金に繰りかえて運用することができるとの記載があるのですが、歳計現金とは具体的にどのようなことなのですか。

例えば、市長部局がこのようなものを建てるので、お金が少し必要だからここから借りるというようなことなのですか。

管理部長 ) そうです。基金から現金化して借りるということです。

木村委員 ) 借りて、後から返すということですね。

それは教育振興に関係する事業でなくても、例えば病院を建てかえる場合でもできるのですか。

管理部長 ) この基金条例では、その繰替運用時の用途まで定めていませんので、規程上は可能になります。

木村委員 ) わかりました。

小石委員 ) 教育ということで一本化されることで、このカテゴリーが変わるということですか。



管理課長 ) 今回つくるものは、12番の項目に対する基金になりますので、この名称を見直すということです。

小石委員 ) 文化財などの、他の項目は残るのですか。

管理課長 ) はい。

小石委員 ) 先ほど社会教育という言葉がありました。

浅井委員 ) つまり、それを学校教育も社会教育も使えるようにするという事ですね。教育全般で使えるということをして現在は、それはまだ詰めて考えていらっしやらないのですか。

木村委員 ) 文化の振興もスポーツ振興も社会教育ですが、その中で用途が少しかぶっていたので、社会教育のうち、どちらかに振り分けていた文化の振興とはあまり関係ないものを12番のほうに入れるということですね。

教育長 ) そうです。

浅井委員 ) スポーツの振興は既に基金があるのですね。

管理課長 ) はい。

小石委員 ) 本来必要なものがあれば予算の中から出さなくてはいけません、その優先順位が低いとなかなか達成できませんが、このようなものがあればそれが優先されるという程度の意味なのか、何か他に積極的な意味があるのですか。

管理課長 ) この基金をどのように使っていくのかというときには、基金であればある程度は財政当局などと、協議・調整は必要になります。

しかし、財政としましてもそこまで強く、その使い道に対しての良し悪しは強く言えないので、所管課がある程度の裁量は持てる部分にはなります。ただし、例えば市が向かっている方

向と少し異なるような部分や、その使い道があまり有効ではないと判断された場合には難しいケースも出てくると思います。

管理部長) もう少しかみくだいて説明しますと、幼稚園の駐輪場をきれいになりたいと予算要求するとします。しかし、予算の折衝をしたときになかなか話が前へ進まなかった場合、この基金を取り崩してさせてほしいという、第2の要求ができるようになるということです。

小石委員) わかりました。

木村委員) せっかく寄附をしていただけるなら、12番の項目に丸をしてもらような作戦をいろいろ考えなくてははいけませんね。いろんところで分捕り合戦のようなことになるのかもしれないですね。

浅井委員) 次の議案になりますが、そのことも考えなくてははいけませんね。

管理課長) それもメニューとしては、新たに別で項目を作ります。

このふるさと寄附は、芦屋市にお住まいの方が他市に御寄附されるほうが多いのが現状です。ですから、本市には数千万円ということで一定収入として入ってくるようにはなりました。正直なところ、寄付金控除により税収入の減少の方が大きいのが現状であり、財政的に見ると赤字になります。そのため、本来使うべきところに使えていないということを重々考慮した上で考えてほしいということがよく言われております。

小石委員) しかしそれは本来の意味ですね。

管理課長) そうです。

小石委員) 余り本来の意味ではなく、何をもらえるかということ

考えてどこに寄付するかを決めるので、余りふるさと応援とはなっておらず、自分応援みたいところがあると思います。

やはり大分赤字なのですね。

管理課長 ) 返礼品という形ですので、そこにももちろん費用は生じます。

浅井委員 ) 返礼品はどこが選んでいるのですか。

管理課長 ) 本市では経済課になります。市内の商店や商業をやられている方に、このような形でやりませんかということで募って御賛同をいただいて掲載しております。

浅井委員 ) 神戸はわかりませんが、京都マラソンは京都市に寄附をすると出場する権利が優先的にもらえたりするらしいです。芦屋もファンランがあるので、余りお金がかからないようなことでそうした工夫をしていただけたらと思います。

木村委員 ) 美術博物館や谷崎潤一郎記念館でも、年間パスポートを作るなど、返礼品に何か教育委員会的なものがあってもいいと思います。

浅井委員 ) 芦屋神社での写真撮影は、ハナヤ勘兵衛が写真を撮ってくれるのでしょうか。

管理課長 ) そのとおりです。

木村委員 ) もちろん税金のことも全部考えての話ですが、芦屋の場合はふるさとの的な物品が余りないので、3万円の寄附での返礼品にお得感があるかという余りないと感じます。例えば、3万円でアンリ・シャルパンティエのフィナンシェ40個入りをもらえるとしても、3,000円から5,000円ぐらいかなと相場が見えてしまうと思います。

浅井委員) やはりこれが魅力的であるから増えているということもあるのですか。

管理課長) 返礼品を始めてから、もともと芦屋にかかわりのあった方もいらっしゃるかと思いますが、遠方の方からのお申し込みが増えました。このようなふるさとチョイスというサイトがあり、そこでいろいろな市の商品を見られた中で、選ばれる方も多くいらっしゃいます。

小石委員) 芦屋市に住んでいらっしゃる方は全体の割合に対してどのくらい寄付されておられるのですか。

管理課長) こちらでは把握しておりません。しかし、芦屋市に住んでいらっしゃる方でもご寄附はしていただいています。

小石委員) 芦屋市に住んでいて、寄付金メニューの教育の項目に自分の税金を使ってくださいという意思表示ができるとなると、少々ふるさと寄付金とは趣旨が違いますが、そうすることは可能ですね。

木村委員) 体験型の返礼品である、芦屋病院の人間ドッグ費用や、芦屋神社の出張撮影セットなどを選ぶ人は芦屋市内の人ですかね。

浅井委員) 私は芦屋の人は他市のふるさと寄附をされるものと思い込んでいたので、芦屋市民が芦屋市にふるさと寄附をできるということをわかっていませんでした。そのような人もいないでしょうか。

小石委員) 趣旨としてはそうですね。

管理課長) 市内の方でもしていただいております。

浅井委員) 寄附はできるということですね。

浅井委員) 寄附を少しでも増やす意味においても、それをもう少しわ

かりやすく芦屋市民でも芦屋市にふるさと寄附ができるということ  
をPRすることは必要ないでしょうか。

管理課長) 市民の方への啓発ですか。

浅井委員) はい。

木村委員) そうですね。

管理課長) 確かにそれは必要かもしれません。

小石委員) どの項目を選ばれるかということで、芦屋市民のどこに  
お金を使ってほしいかという要望みたいなものが反映されるか  
もしれません。

当然芦屋市は赤字になるでしょうね。

浅井委員) 取り戻していきたいですね。

管理部長) それが本来のふるさと納税の趣旨です。

小石委員) もともと芦屋市も震災が起こらなかつたら予算的には問題  
ありませんでした。もっと地方の予算が苦しいところへという  
ことが趣旨です。

浅井委員) そうですね。

教育長) 他に質疑はございませんか。

委員から御指摘がありましたように、御希望される寄附の使  
い道のところの文言等も、皆さんが寄附したいなと思えるよう  
に一工夫を入れていただき、また基金だからといって自由な使  
途はできませんので、十分に慎重に行ってほしいと思います。  
その年度にすべて使い切らないといけないということではあり  
ませんので、このことは大きなことだと思います。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること

に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第24号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次 に、第 2 5 号 議 案 「 芦 屋 市 大 学 等 入 学 支 援 基 金 条 例 の 制 定 について 」 を 議 題 と し ま す 。 提 案 説 明 を 求 め ま す 。

管 理 課 長 ) 〈 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 〉

教 育 長 ) 本 日 、 差 替 え が あ り 資 料 中 下 線 部 が 追 加 さ れ ま し た が 、 短 大 は ど う な る の で す か 。

管 理 課 長 ) 短 大 は 条 例 の 第 1 条 に 規 定 す る 大 学 の 中 に 含 む と い う 解 釈 に な っ て い ま す 。

教 育 長 ) 専 修 学 校 は ど う な っ て い ま す か 。

管 理 課 長 ) 専 修 学 校 に つ い て は 対 象 範 囲 と し て 含 む か ど う す る か と い う と こ ろ で 、 最 終 的 に 対 象 外 と し ま し た 。

教 育 長 ) 他 に 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か 。

木 村 委 員 ) 貧 困 の 家 庭 で 進 学 が な か な か で き な い と い う 子 ど も を 助 け て あ げ る の は 非 常 に す ば ら し い と 思 い ま す 。 し か し 、 5 0 歳 を 過 ぎ て い て 、 生 活 保 護 を 受 け て い る 方 が 大 学 に 行 き た い と 望 ん だ 場 合 、 そ の 方 も 該 当 す る の で は な い で す か 。

管 理 課 長 ) 大 学 に 進 学 さ れ る 場 合 と い う こ と で し ょ う か 。

木 村 委 員 ) 例 え ば 5 0 歳 ぐ ら い の 方 で も 大 学 に 入 ら れ る 場 合 も あ り ま す 。 以 前 、 8 0 歳 ぐ ら い で 近 畿 大 学 に 入 学 し た と い う 方 も い ら っ し ゃ い ま し た が 、 そ の よ う な 方 も 対 象 に な っ て し ま う の で は な い で す か 。

管 理 課 長 ) 対 象 に な り ま す 。

木村委員)      それがこの理念としていいのかという問題はあると思います。能力はあるけれども貧困のためにその能力を伸ばしようがない子どもを何とか助けてあげるという理念があるにも関わらず、例えば80歳で生活保護を受けている方が、大学でも行こうかなと思った場合にこの支援金を出すのは、理念に反すると思います。この条例を見ていると多分その区別はできないので、そのような運用で進めてよいものかと思った次第です。そのような人は除外する運用になればいいですが、この条例案でしたら、そのような方に私も該当するのではないかとされたときにどうするのかという問題が一番気になります。

管理課長)      実は最初は年齢制限を設けておりました。21歳に満たない方という趣旨をこの給付規則のところで調整をしていたのですが、年齢制限を設けることが果たして適切かを検討した結果、撤廃した経緯があります。

木村委員)      おっしゃっていることはわかります。例えば25歳ぐらいでいろいろ苦勞して、でもやっぱり大学へ行きたいという人は、僕はお金を出してあげていいと思います。しかし、30歳ぐらいだったら、それは働いてほしいとなってしまおうと思います。これについては様々な解釈があって、どこで線を引くのかはいろいろな議論はあると思います。しかし、そこは再度議論をし、年齢制限を設けることや、この条例をすぐに変えるのが難しいのであれば規則で定めるなどをしてほしいと思います。何かそのように規定しないと80歳の方が申請された際、断れなくなってしまうと思うので、考えていただきたいと思います。

小石委員)      今の話に多少関連すると思いますが、支援金受給者を決め

るときに、何か選考するためのテストや面接を行うのですか。  
条例には向学心を持ちながらと記載しているので、どのような  
形で選考するかは、これは重要なポイントだと思います。

管理課長 ) 基本的には、大学入学が決まったときに、すぐにお金が必要  
になりますので、その方にすぐ支給できるような形を考えて  
います。通常高校の奨学金などですと選考委員会みたいな  
形を設けていますが、今回は特にそのようなことは行わず、  
支給することを考えております。

浅井委員 ) この要件を満たした方からの申請があれば、審査は行わな  
いということですか。

管理課長 ) 例えば大学の合格通知などの証明をする書類は必要になり  
ます。

管理部長 ) まずはこの基金を作った発端が寄附でして、寄附者の御意  
思は、勉強ができる子だけを対象としてくれということじゃな  
く、困っている人を大学に行かせてあげたいということが趣旨  
ですので、そこは逸脱できないと思っています。市が成績や本  
人のやる気を基に対象の可否について判断を行うことは難しい  
です。そして年齢については、同じ制度で来年から国は市民税  
が非課税になる世帯については月額4万円の給付を行います。  
その支給基準で高校卒業後に就職した方のうち経済的に大学進  
学が難しかった方、あるいは給付型の奨学金があれば進学した  
方が対象になっています。ですから例えば30歳の方であつて  
も、経済的に僕は難しかったんだ、あるいはこういうものがあ  
れば大学に進学していたんだという人について対象にしようと  
しています。



木村委員) 施行してみて、後で見直してみたいことになる可能性はありますか。

管理部長) 可能性はあります。

木村委員) まずは国の制度に倣って実施し、実際にやってみて問題が生じれば後で対応するというのも1つだと思います。

管理部長) 今回、国は月額4万円ということなので、これは多分授業料を想定していると思います。芦屋市については、入学金の方をフォローしようという趣旨です。

浅井委員) 説明で対象者が、推定40人とおっしゃったのは、21歳以下の方ということですか。

管理課長) そうです。見込んだ人数は、実際に芦屋市で高校生を対象とした奨学金を受けておられる非課税世帯の人数を芦屋市の平均の大学進学率を掛け合わせたものですので、通常の進学であれば50人の8割で40人が最大の人数だろうと推定しています。

浅井委員) この制度を実施することで、大学に行きたいという方がもっとたくさんあらわれることもあり得ると思います。

管理課長) その可能性としてはあります。

小石委員) この支援金の対象は大学だけではないですね。

浅井委員) 高専とかも含まれますよね。

小石委員) 他にも高等学校なども記載されていますよね。

管理課長) ここは条文の読み方になってくるのですが高等学校と、中等教育学校の後期課程、特別支援学校も高等部になりますが、それぞれの専攻科が、その先で専門的に学ぶものということです。つまり、高校卒業後2年なり学ばれるところが高等学

校の専攻科というところでは、具体的に言いますと、船の航海士の資格を取るための専攻科や、県内でもあまりありませんが、看護学科になります。この学科があるところでは、何々高校の専攻科ということでそのまま進学されて看護師の資格を取られるとかいうものです。ですから、専攻科に入られるということは大学進学相当に当たりますので、対象に含ませていただいております。

小石委員) わかりました。読み違えていました。

木村委員) しかし、その違いは区別できますか。

学校教育部長) 高等学校も入ると読んでしまう人がいるかもしれません。

浅井委員) そのように受け取ってしまうけれど、違うのですよね。

木村委員) 法制課とも調整された上でのことだと思いますが、いろいろ厳格なものがあって大丈夫なのでしょうね。

教育長) 勘違いされるような文言ならば、厳密にしておかないといけないのかもしれませんが。

木村委員) 少なくとも条項は別としても、説明書やパンフレットにはわかりやすく書いておくべきだと思います。

浅井委員) このほうがいいということで差替えになったと思いますが、差替え前のほうが一般的にはわかりやすいと思います。

教育長) そうですね。その部分の文言修正について、今の意見を踏まえてもう1度確認し、内容は変わらないけれども誤解を招かないような表現にしていきたいです。

管理課長) 再度、法制担当に確認します。

教育長) よろしくをお願いします。

管理課長) わかりました。



たします。

<非公開審議 終了>

教 育 長 ) 閉会宣言